

**重 要**

授業料免除申請の注意点について

【対象】学部在学学生（私費外国人留学生を除く）

令和2年度前期分授業料免除申請から以下の3点が変更になります。

これまで免除申請したことがある方も、免除申請したことがない方も注意して読んでください。

高等教育の修学支援新制度が始まります！

☆高等教育の修学支援新制度とは

日本学生支援機構による給付奨学金と、授業料等の免除がセットになった制度です。両方の申請を行うことで、それぞれの支援を受けることができます。

給付奨学金制度の詳細については、授業料免除申請の**説明資料**で確認してください。

☆経過措置について

平成31年度までの学部入学者（私費外国人留学生を除く）については、次の経過措置が実施されます。

- 高等教育の修学支援制度による授業料の免除額が、
大学での授業料免除判定による免除額を下回った場合
→大学での授業料免除額を適用
- 高等教育の修学支援制度の対象外となる場合
→大学での授業料免除の判定を適用

手続きがそれぞれ異なります！

◆昨年11～12月の在学採用で給付奨学金に申し込んだ方

→今回の授業料免除申請を行います。

◆これから給付奨学金に申し込む方（在学採用）

→今回の授業料免除申請と、4月に給付奨学金に申し込む2つの手続きがそれぞれ必要です。

◆給付奨学金に申し込まない方

→申し込まない、または申し込みできない理由を確認し、経過措置の対象者となれば免除申請可能です。

提出書類が追加されます！

これまでの提出書類に加えて、下記の書類が必要になります。

①（該当者は②も）の書類を提出しなければ、免除申請は完了しません。

①授業料等減免申請書	給付奨学金の申込の有無にかかわらず、学部生（私費外国人留学生を除く）で免除申請をする方は必要です。
②学修計画書	給付奨学金採用者のみ提出が必要です。学業基準の判定で使用します。

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタート!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

申請期間

2020年4月以降(学校ごとに異なります)

↑ 決定後、掲示でお知らせします。

○2019年度に申し込めなかった人でも4月以降に申し込めます!

○収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。

(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)

○特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!

- ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301 (月~金, 9:00~20:00)

*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。

*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、決定した場合、
奨学金に関する掲示版でお知らせします。